

くらしの安心情報

情報ファイル NO.1

平成 18 年 10 月 27 日

100 円の商品を買った後で、 高額な健康食品を契約させられた！

被害内容

【相談者 50 代女性】

米などが百円で買えるというチラシを見て^{かせつてんぼ}仮設店舗に 4 回ほど通ったら、最後の日に体にいい健康食品があるからと、別室に連れて行かれました。^{こうらいにんじんえき}高麗人参液をすすめられ、断りにくい^{ふんいき}雰囲気の中で気づいたら 30 数万円の契約をしていました。高額なため解約したいのですが……。 (小矢部市、砺波市など県西部)

対処方法

これは、「催眠商法」と言われ、安売りや宣伝を名目に人を集め、日用品や食料品を無料同然で配るなどして、最後には高額な商品を購入させる手口です。

- ・ 「無料・安い」といったセールストークには落とし穴がありますので、十分気をつけてください。
- ・ 万が一、契約してしまっても、契約書面を受け取った日から 8 日間は無条件で解約できます。(クーリング・オフ制度)
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談・金融相談)